

くらしの安心情報

情報ファイル NO.29

平成19年12月10日

催眠商法で購入し、すでに支払い済みの温熱治療器の代金を業者が再三請求してくる！

被害内容

【相談者 70代女性】

3年前に催眠商法の業者から温熱治療器を購入しました。代金は金融機関から振り込んだはずですが、領収書などの証拠は残っていません。最近、業者から64,000円の未納代金請求書が送られ、また、電話でも強引に請求してきます。どうしたらいいのでしょうか。

対処方法

^{*}
過去に催眠商法で、高額な商品を購入し、代金も支払い済みの高齢者に対する不当請求と考えられる事例です。

- ・ 相談者には、まず支払った事実を確認する（場合によっては金融機関で支払った事実を証明してもらう）こと、業者からの請求には応じないことを助言しました。
- ・ また、消費生活センターから警察に不当請求詐欺の恐れありとして情報提供しました。
- ・ 契約書や領収書などの書類は、5年間保管しておきましょう。
- ・ トラブルにあったら一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村窓口、消費生活センターにご相談ください。

催眠商法；安売りや宣伝を名目に人を集め日用品や食料品を無料同然で配るなどして最後に高額な商品を購入させる手口

えっ！
まだ支払が残ってるの？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL：076-432-9233（消費生活相談）

076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）

高岡支所 0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）